

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)
「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる
包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」
実施に関する研究開発業務

仕様書

令和 8 年 7 月

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

1. 調達件名

「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」実施に関する研究開発業務 1式

2. 調達背景

内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」は令和5年度から開始され、その内サブ課題D「障がい者・高齢者の生きがい向上策」の研究開発テーマ「高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築」（以下「金融包摂」という。）課題は令和7年度のステージゲート委員会において、金融機関での高齢者への対応等の一定の成果が出ており、令和8年度以降はスピンアウトして研究開発を加速すべきとの評価を得た。

「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（以下「BRIDGE」という。）」は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を生かし、SIP や各省庁の研究開発等の施策で生み出された革新技术等の成果を社会課題解決や新事業創出、ひいては、我が国が目指す将来像（Society 5.0）に橋渡しするため、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における各省庁の施策の実施・加速等に取り組むプログラムである。内閣府では、BRIDGE 運用指針（平成29年5月25日ガバニングボード決定、令和7年12月18日最終改正）に基づき、令和8年度予算で措置された「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」（以下「本施策」という。）について、BRIDGE 実施方針としてSIP 成果の社会実装を重点課題の一つに位置づけた。本施策は、SIP 第3期の金融包摂課題の研究成果について、SIP 課題に取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、早期実装を図るため、各省庁が主導して、社会実装に向けた取組を加速・強化すべきものである。

なお、本施策において、実施者の公募及び契約の締結、進捗管理、事業支援、評価等のマネジメント業務については、本施策のプログラムディレクター（以下「PD」という。）の指示の下、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「委託者」という。）が務めることとなった。

3. 背景及び目的

本施策の背景は以下の通りである。

- 認知症や軽度認知障害（MCI）の人数は今後増加が見込まれており、2030年には約1,116万人に達すると推計されている。認知機能の低下は、日常生活の障害や近隣トラブル、財産被害、特殊詐欺被害、交通事故、孤独死といった多岐にわたる問題を引き起こしており、これらは個人の問題に留まらず重大な社会問題となっている。
- また、金融機関では、認知機能の状況が把握できず、金融にかかわる意思決定能力を評価できない場合には、顧客保護の観点で、年齢で一律に契約を制限する実態がある。これにより本人が金融サービスから排除されるだけでなく、MCI・認知症等の人々が保有する約260兆円（推計）もの国内金融資産が有効活用されず、日本経済にとって大きな機会損失が生じている可能性がある。
- 加えて、近年増大する特殊詐欺等の消費者被害を防ぐためには、自治体や金融機関が消費者行政等と連携して対応することが期待されるが、高齢顧客の認知機能の状態に問題を把握できたとしても、個人情報保護の制約等が壁となり、自治体・福祉機関等と円滑に連携ができていないといった課題を抱えている。

そこで本施策では、認知機能が低下しても本人が支援を受けつつ希望に沿った消費・契約等の経済活動を継続できる包摂的な仕組み・ツール（金融包摂）を実証するために、1) 自治体・金融機関・福祉等の連携モデル（金融と福祉の連携（金福連携））、2) 金融機関等の職員向け支援ツール／アプリの開発・実装、3) 2) にかかるツール運用やその際の本人同意・個人情報取扱いルールを整備し、地域実装から全国横展開につながる社会経済システムの基盤構築を目指す。

4. 委託業務期間

契約締結から令和9年3月31日（水）までとする。

令和9年4月以降については「8. 実績報告書等の納入物」で定めた「研究開発実施計画書」、「次年度見積書」及び「実績報告書等」について、本課題のPD及び委託者の評価と承認を受けた上で、単年度の随意契約を締結するものとする。承認が得られなかった場合は、委託業務期間中であっても契約終了とする。

5. 業務概要

参考資料「令和8年度 BRIDGE の実施方針（案）」の「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」に対し6に示す業務を実施すること。

※ 参考資料：

- ・ 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：エスアイピー）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>
- ・ BRIDGE（研究開発型）令和8年度の重点課題について
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/251013/shiryu2.pdf>
- ・ 令和8年度 BRIDGE の実施方針（案）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/260326/siryu3.pdf>

6. 業務内容

下記（1）～（4）の研究開発テーマについて、各テーマの業務を実施する研究開発機関が連携して、社会実装に向けた研究開発を進める。

テーマ（1）金融包摂のための見守りプラットフォームの構築

金融機関と自治体・福祉関係機関の連携（金福連携）により、重層的支援体制整備事業（支援会議）や消費者安全法における消費者安全確保地域協議会等を活用した、厚生労働省、金融庁、消費者庁などの関係省庁と連携し、認知機能の低下が疑われる高齢顧客の見守り・早期発見・早期対応に資するプラットフォームを構築する。また、認知機能の状態に関わらず自立的な金融取引のサービス（金融包摂）を開発する。加えて、金融機関の積極的な取組みを促すため、金融庁と連携して個人情報に関する課題の整理や AI ツール活用を進める。

- ✓ 社会福祉法の（重層的支援体制整備事業）の支援会議や消費者安全法における消費者安全確保地域協議会等を活用し、認知機能の低下が疑われる高齢者を金融機関から自治体・福祉関係機関等へ連携する仕組みを実証するモデル自治体を開発する。
- ✓ 金融機関と連携して、日常生活自立支援事業、社会福祉法改正などで導入予定の新

たな第二種社会福祉事業等の活用も見据え、事業の効率化のための金融機関との連携、金融サービスの活用、新たな金銭管理サービスを開発・実証する。

- ✓ 金融庁と連携して個人情報に関する課題の整理や、金融機関における AI ツールの活用体制の検討を行う。
- ✓ モデル実証自治体同士の取組内容の共有や意見交換を目的とした研究会の開催等を通じて、金福連携モデルの全国自治体への普及を行う。
- ✓ 厚生労働省・金融庁・消費者庁による三省庁連携推進会議を組成し、関連施策の連携を図る。
- ✓ 認知機能の低下に伴って発生する経済問題について、国民に広く周知するとともに、自治体・福祉関係機関・金融機関等と連携して、高齢者に対して事前の準備や終活に関する行動変容を促す。
- ✓ 関連するデータ等を収集し、社会経済的インパクトについて分析する。

<厚生労働省の既存施策との連携>

- ✓ 福祉・消費者保護分野の既存制度への金融機関の参画を推進することを通じ、福祉行政・消費者行政と金融機関の連携ネットワーク強化を図る。
- ✓ SIP モデル事業の成果を基に、連携パターン・取組のポイント等を整理した上で、通知・ガイドライン等に反映する。
- ✓ テーマ2、3、4と連携して、金融と福祉の連携や AI ツールを使った金融包摂の取り組みを全国に紹介、普及する。 等

テーマ（2）金融機関の業務支援ツールの開発・実証

金融取引に係る認知機能の可視化により職員の接客内容を支援するツールを開発・実証する。

- ✓ 高齢顧客に心理的負担を極力かけない形（音響学的な特徴を用いる等）で、金融取引に係る認知機能の低下リスクを推定する AI ツールを開発・実証する。
- ✓ AI ツールを金融機関の現場でスムーズに活用し、かつ正しく使うための教育ツールを作成する。

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 主に金融機関窓口での対話や訪問といった、対面での顧客接点シーンで活用する。
- ✓ 顧客にテストを受けさせるような負担を生じさせず、金融取引の自然な業務フローの中で実施する。
- ✓ 各金融機関の運用ルールに則り、本人の同意の上、記録を残さない形で分析し、AI が顧客の金融取引に係る認知機能の状態を推定するといった形で分析結果を表示する。（記録を残す/残さない形で分析するなど金融機関のリクエストに応じられる。）
- ✓ AI ツールの活用により、金融機関の窓口や営業の担当者は、商品案内を行う際に、顧客の状態に応じて商品案内の内容を変化させることができるようになる。
- ✓ これにより、今まで担当者のみ、あるいは上長と行っていた顧客の金融取引に係る判断を、AI ツールで金融取引に係る認知機能低下リスクの推定により、金融職員の気づきのスキルに影響されない共通した指標で、営業現場の行動変容に対する業務支援が可能になる。

テーマ（３）金融取引能力証明ツールの開発・実証

金融商品の売買等に当たり金融取引能力を評価するツールを開発・実証する。

- ✓ 構造化された会話を通じて、顧客の金融取引能力を判定する技術を開発し、そのアルゴリズムを用いて、金融機関にて高齢者が自らの金融取引能力を判定・証明する業務アプリケーションを開発する。
- ✓ 具体的には、投資信託等を買う場面で、説明をどれくらい理解できているかを点数で確認する際に利用する。

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 商品の特徴や、損をする可能性、商品を買う時や持っている間にかかる手数料等について理解できているかを確認する。また、商品の良い点と注意点を比べて、その人の状況に合わせて選べるかどうかを確認する。これらの結果から、「自分で手続きを進められる力」を評価する。
- ✓ 評価の結果、十分に点数が取れている場合には、問題なく金融取引を進めることができる。加えて、複数の金融機関で使える「能力証明（パスポート）」を発行し、若い人と同じような手続きで金融取引を進められるようにする。

テーマ（４）遺言業務支援ツールの開発・実証

遺言作成時点における作成者本人の遺言の内容の理解度を測るツールを開発・実証する。

- ✓ 遺言作成時点における作成者本人の遺言の内容の理解度を、本人と金融機関職員が確認するために活用できる AI ツールを開発・実証する。
- ✓ AI ツールを現場でスムーズに活用し、かつ正しく使うための教育ツールを合わせて作成する。
- ✓ AI ツールは、高齢者の遺言に関する発言が遺言の内容と矛盾しないかという点について、作成済みの遺言を参照して、自動的に該当箇所を提示、整合性を定量化する。等

<想定される AI ツールの特徴と具体的な利用の流れ>

- ✓ 手続き説明：遺言書の最終案が出来上がった段階で、最終的にどの程度自身の遺言内容を把握・理解頂いているかを金融機関職員が確認する。
- ✓ 同意取得：本人からの同意を取得したのちに、遺言の最終案の中身について、職員から質問し、それに対して本人が回答する。
- ✓ AI ツールの利用：職員と本人の自然な対話を、AI が記録。さらに、AI は、「その場における遺言に関する本人の言述」と「事前に作成された遺言内容」を照合し、内容の整合性を数値化する。AI は、高齢者の発言を記録し、理解度を客観的な指標で裏付ける役割を担う。
- ✓ 提案：本人による言述と遺言との高い適合度という客観的な証拠を基に、公証役場での手続き等、次のステップに向けた提案を行う。

7. 業務遂行の条件

（１）研究開発実施計画書、実績報告書の作成に当たって遵守すること

- ・ 日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。
- ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。

- ・ 五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を含めること。
- ・ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって、非公開情報は、他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理し、本業務実施の目的以外には使用せず、第三者に漏えいしないこと。
- ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 全体スケジュール

- ・ 受託者にて詳細なスケジュールを提案すること。
- ・ 受託者は、PD 及び委託者と定期ミーティングを開催し、進捗状況の報告を行い、作業の遅延等が生じた場合にはその対策案を委託者に報告するとともに、リカバリーに努めること。

(3) 本業務に関する留意事項

- ・ 契約後直ちにキックオフミーティングを開催し、全体的な研究開発実施計画書を PD 及び委託者へ提示し、PD の承認を受け、研究開発を開始すること。
- ・ 研究開発を効率的に進めるため、手法・方法を工夫すること。
- ・ 作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。
- ・ 各ミーティングの形式はリモート形式を主とするが、必要に応じて集合形式でも行うものとする。
- ・ PD 及び委託者から研究開発に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ 委託者等との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・ 複数者で共同実施する際は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が責任をもって業務を実施すること。
- ・ 受託者は、本業務の全部または業務の主となる部分を第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。
- ・ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本件実施要綱が定める受託者の責務を、再委託先・外注事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託・外注先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、再委託・外注をするにあたり、安全保障上問題がない再委託・外注先を選定しなければならない。
- ・ 受託者は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力を再委託・外注先としないこと。
- ・ 受託者は、BRIDGE 関連の会議体で、報告等を行う場合、委託者との事前協議の上、関連会議体に参加し、作業内容について報告すること。また、PD 及び委託者からの指示・助言、提案の反映に努めること。

8. 実績報告書等の納入物

(1) 提出方法・提出期限

- 研究開発実施計画書、次年度見積書、実績報告書等を作成し、委託者の了承を得たうえで、紙媒体及び電子データを提出すること。電子データの形式は PDF と併せて編集可能な形式（例：MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint）を含めること。
- 研究開発実施計画書：令和 8 年 9 月 4 日（金）（予定）、各年度終了時までに次年度計画を更新

- ・ 次年度見積書 : 年度終了時
- ・ 実績報告書等 : 年度終了時

(2) 提出先

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 戦略研究支援部 SIP 担当グループ

メール : bridge-housetsu@nibn.go.jp

9. 成果物の取り扱いに関する事項

- (1) 本業務に係り作成される成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての権利。）は、すべて受託者に帰属するものとする。また、委託者は、納入された成果物の複製物を、著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託することができるものとする。
- (2) 委託者及び委託者が指定する第三者による本業務の成果及びこれに関連する著作物の利用について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託者及び委託者が指定する第三者による本業務の成果及びこれに関連する著作物の利用について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本業務に係り第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合、その著作権と肖像権に厳重な注意を払い、当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者において行うこと。
- (5) 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

10. 委託者との協議

その他本仕様書に記載されていない事項又は本業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、事前に委託者と適宜協議の上、決定するものとする。

以上

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、本業務の履行にあたって取り扱うこととなる個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等の関係法令を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、他の法令に特別の定めがある場合を除く。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者または提供を受けた第三者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに第三者から提供を受けた資料等は提供した第三者に、それ以外は委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(委託者の解除権及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者がこの特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

以上